

特定のゲームに用いる音楽データ配信の取扱い

ゲームソフトと音楽データがそれぞれ独立し、ゲームを行う際に、任意に音楽データを用いる特定のゲーム(多曲利用を前提としたいいわゆる音楽ゲームで、ユーザーがプレイする毎に任意に楽曲を選択、差し替えても、ゲームそのものの目的が変わらないもの)に用いる音楽データの配信に係る月額使用料は、著作物使用料規定第 11 節インタラクティブ配信の規定の範囲内において、以下により取扱う。

ただし、本取扱いが適用になる音楽データで、特定のゲームに用いるほか、着信メロディその他の方法で利用できるものについては、本取扱い、あるいは、使用料規定 1(1)又は(2)の規定により算定される額のうちのいずれか多い額とする。

- (1) ダウンロード形式の場合は、1 楽曲データごとに 1 (3) ①の規定を適用する。
- (2) ストリーム形式の場合は、1 (3) ②の規定の「主として音楽により構成されるもの」の区分を適用する。
- (3) ダウンロード形式で、受信者が音楽データを受信後、当該サービスへの加入期間中に限り受信した音楽データを利用できる場合の月額使用料は、1(3)①の規定にかかわらず（最低使用料を除く）、次の①、②により算定された額を合算した額に消費税相当額を加算したとする。

① 次の表に定める使用料率又は使用料額に月間の総加入者数を乗じて得た額。

受信者一人当たりの ダウンロード可能曲数	使用料額
10 曲まで	月額情報料の 4.5%又は 4.5 円のいずれか多い額
10 曲を超える場合 1 曲を増 すごとに加算する額	月額情報料の 0.45%又は 0.45 円のいずれか多い額

ただし、本表による使用料は、月額情報料の 20%又は 20 円のいずれか多い額を上限とする。

なお、月途中で受信者一人当たりのダウンロード可能楽曲数が変更された場合は、当該月末のダウンロード可能曲数により算定するものとする。

- ② 月額情報料の他に受信する楽曲データをリクエストする都度支払う情報料がある場合は、当該情報料の 4.5%又は 4.5 円のいずれか多い額に月間の総リクエスト回数に乗じて得た額。

注1) 本取扱いで許諾する楽曲は内国曲とし、利用は国内頒布のみとする。

注2) 本取扱い(3)において、受信者が、月額情報料を支払うことにより音楽を利用しないサービスも利用できるときは、以下の(1)～(3)により本取扱いを適用する。

音楽ゲーム 1 つごとに総ゲーム数が

(1) 10 までの割合の場合、当該月額情報料の 50%の額

(2) 30 までの割合の場合、当該月額情報料の 25%の額

(3) 30 を超える割合の場合、当該月額情報料の 10%の額

注3) 本取扱いによる利用に当たっては、著作者人格権を侵害しないよう留意するものとする。

注4) 本取扱いはパッケージソフトへの録音には適用しない。